

老朽危険空き家除却工事補助事業に関するよくある質問

Q1. 母屋を残し、傷んだ倉庫や離れの解体撤去に補助金を使うことは可能か。

A1. 母屋が危険な空き家であることが条件となるため、補助金制度の対象外となります。危険な状態にある母屋の解体撤去を前提に、倉庫や離れを含めた解体撤去を行う場合、補助金制度の対象となります。

Q2. 塀や門、倉庫等を残し、空き家の解体撤去のみに補助金を使うことは可能か。

A2. 塀や門、倉庫等全て含めた解体撤去としてください。(原則「更地」とすること)

Q3. 空き家の解体撤去が済んだ後でも補助金の申請は可能か。

A3. 補助金の交付決定前に解体撤去をした場合、補助金制度の対象外となります。必ず交付決定後に着工してください。

Q4. 相続人が補助金の申請を行うことは可能か。

A4. 可能です。ただし、所有者の相続人であることがわかる書類の提出が必要となります。

Q5. 土地と建物の所有者が別であるが、土地所有者が、敷地内の空き家を解体撤去する場合、補助金の申請は可能か。

A5. 可能です。ただし、申請者となる土地所有者が、建物所有者の同意を得られた場合に限ります。

Q6. 解体業者を紹介して欲しい。

A6. 当町で、解体業者の紹介は行っておりません。

Q7. 解体費用の目安を教えてください。

A7. 建物の立地や面積、廃棄物の物量等により、大きく費用が異なるため、当町ではお示しできませんので、解体業者に相談ください。なお、解体や廃棄物の処理費用は年々上昇傾向にあり、また倒壊のおそれがある場合は、安全対策や廃棄物の仕分け等が困難であり、通常より費用が高くなる場合があります。

Q8. 倒壊した空き家の撤去に補助金を使うことは可能か。

A8. 倒壊した家屋は、現地調査において内部構造や設備等の判別が難しく、それ以上周辺に危害を及ぼす可能性が低いことから補助金制度の対象外となります。ただし、周囲の住環境への悪影響や廃材の不法投棄と判断される可能性がありますので、速やかな撤去をお願いします。

Q9. 法人が所有する空き家を除却する場合、補助金制度の対象になりますか。

A9. 対象外です。個人が所有する空き家を対象としています。

Q10. 長屋の解体撤去を行う際、補助金制度上どのように取り扱われますか。

A10. 長屋の解体撤去に当たっては、内部で仕切られた生活スペースごとに建物(土地)登記されている場合、それぞれ申請いただくことが可能です。ただし、所有者全ての同意が必要となるため、所有者同士十分に協議したうえでご相談ください。また、蔵や倉庫が長屋と一体となっていて、蔵や倉庫部分のみ別に所有者がいる場合、蔵や倉庫の所有者は補助金制度の対象外となりますのでご注意ください。

さいごに

空き家は所有者・相続人に管理責任があります。瓦の飛散や屋根・外壁の崩落等により周囲に損害を与えた場合、賠償責任が発生することもございますので、空き家を放置するリスクを十分にご理解いただき、補助金制度の活用の有無にかかわらず、適切な管理、対応をお願いします。